

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成25年 4月16日
【会社名】	北川精機株式会社
【英訳名】	KITAGAWA SEIKI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北川 条範
【本店の所在の場所】	広島県府中市鶴飼町800番地の8
【電話番号】	0 8 4 7 ( 4 0 ) 1 2 0 0 ( 代表 )
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 岡野 宏
【最寄りの連絡場所】	広島県府中市鶴飼町800番地の8
【電話番号】	0 8 4 7 ( 4 0 ) 1 2 0 0 ( 代表 )
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 岡野 宏
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 ( 大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号 )

## 1【提出理由】

当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものであります。

## 2【報告内容】

固定資産の譲渡 内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に該当

### (1) 当該事象の発生日

平成25年4月15日（取締役会決議日）

### (2) 当該事象の内容

#### イ．譲渡の理由

前連結会計年度末（平成24年6月30日）に不採算事業の製造から撤退したことに伴う遊休資産の一部を譲渡し、財務体質の健全化を図るものであります。

#### ロ．譲渡資産の内容

設備の名称 機械装置

譲渡価額 48百万円

帳簿価額 - 百万円（減損後の帳簿価額であります。）

現況 遊休資産

#### ハ．譲渡先の概要

譲渡先につきましては、譲渡先との取り決めにより開示は控えさせていただきます。なお、譲渡先と当社との間には、資本的関係、人的関係及び取引関係のいずれも該当事項はありません。また、譲渡先は当社の関連当事者には該当いたしません。

#### ニ．譲渡の日程

売買契約締結日 平成25年4月15日

物件引渡予定日 平成25年5月15日

### (3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該機械の譲渡により、平成25年6月期第4四半期の個別決算及び連結決算において、固定資産売却益として48百万円を特別利益に計上いたします。

投資有価証券の売却 内閣府令第19条第2項第12号に該当

### (1) 当該事象の発生日

平成25年1月17日～平成25年3月25日

### (2) 当該事象の内容

当社が保有する投資有価証券の一部（上場有価証券1銘柄）を売却したことにより、投資有価証券売却益が発生いたしました。

### (3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成25年6月期第3四半期の個別決算において、投資有価証券売却益として36百万円を特別利益に計上いたします。

以上